

農用地利用集積等促進計画の認可

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により、農地中間管理機構から申請のあった農用地利用集積等促進計画について以下のとおり認可したので、公告する。

令和 8 年（2026 年）2 月 1 日

宝塚市長 森 臨太郎

- 1 今回認可した農用地利用集積等促進計画の概要
(賃借権又は使用貸借による権利の設定関係)

別紙のとおり

- 2 農用地利用集積等促進計画を認可した日

令和 8 年 2 月 1 日

(様式第15号 促進計画の概要)

農用地利用集積等促進計画の概要

①新規設定【所有者⇒機構⇒借受者】

農地中間管理権の設定をする者	農地中間管理権の設定をする土地			賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地			賃借権の設定等を行う期間			
令和7年度第4号	藤本 安夫	宝塚市	宝塚市切畠字東谷39番	2	3,416.00	安次嶺 剛	西宮市	宝塚市切畠字東谷39番	2	3,416.00	令和8年2月1日	令和18年1月31日
令和7年度第5号	川嶋 孝子	宝塚市	宝塚市境野字中垣内50番	5	8,245.00	舟子 初	宝塚市	宝塚市境野字中垣内50番	5	8,245.00	令和8年2月1日	令和18年1月31日